

# 皮由来コラーゲン(コラーゲンケーシング)の製造工程例

参考3

皮革業者

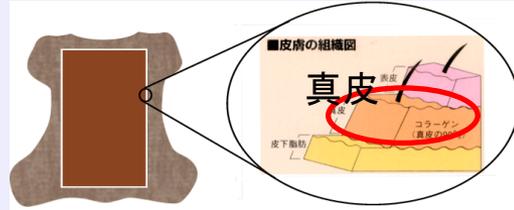
原皮

脱毛

石灰漬

1日程度

- 皮から製造されるのはほとんどコラーゲンケーシングであるがゼラチンも製造される。(→ゼラチンの製造工程 参照)
- 皮にはそもそも異常プリオンたんぱく質が蓄積しない。
- 加えて、皮をコラーゲンケーシング等の原材料として使用する場合には、洗浄や毛の除去など表面の汚染が除去される工程が含まれる。



ケーシング工場

原料皮

前処理

裁断

調合・分散

均質化

押し出し

硬化

洗浄・可塑化

乾燥・調湿

巻き取り

ひだ寄せ

包装

コラーゲンケーシング

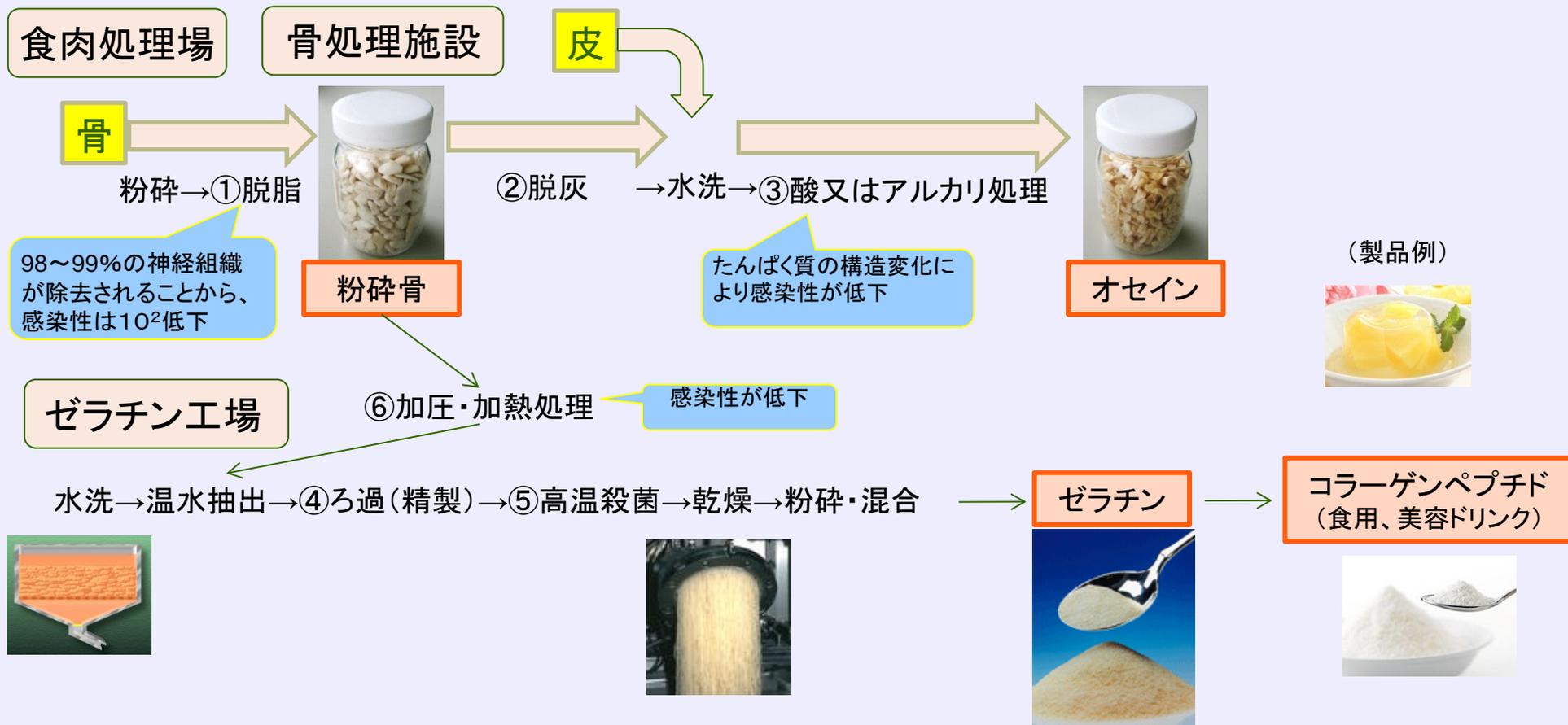
1日程度



出典: <http://www.nippi-inc.co.jp/product/casing/tabid/77/Default.aspx>

# 皮及び骨由来ゼラチンの製造工程例

- 骨からはゼラチンが製造される。骨由来のコラーゲンは想定されない。
- 骨は、食肉処理場から集められ、「粉碎骨」や「オセイン」と呼ばれるゼラチンの中間原材料に加工され、これらがゼラチンの原材料として流通している。
- 酸又はアルカリ処理(①～⑤)や、加圧加熱処理(①⑥④⑤)はBSEの感染性を低下させると報告されている



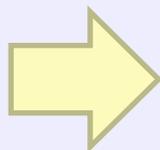
# 皮由来ゼラチン/コラーゲン及び骨由来ゼラチンの製品としての輸入措置見直しについて

- 現在、輸入禁止としているBSE発生国の牛由来ゼラチン/コラーゲンについて、輸入措置を見直す。
- 皮由来の製品については、そもそも異常プリオンたん白質の蓄積がなく、また、表面の汚染が除去される工程もあることから、製造基準は設定しない。
- 骨由来の製品については、未評価国の頭部及び脊柱(30月齢以下)が含まれることなどから、脱脂や酸又はアルカリ処理などのBSE感染性を低下させる製造基準を設定する。  
(※国内及びBSE非発生国について規制の変更は行わない)
- 製品に使用される原材料としては、わが国でSRMとしている30月齢超の頭部及び脊柱を使用してはならないこととする。

現行

改正後(案) (下記原料により製造された製品は輸入を認める)

輸入禁止



※1		30月以下	30月超※2
骨	頭部	○	×
	脊柱	○	×
	その他	○	○
皮	頭部	○	○
	その他	○	○

## 製造基準

- ①脱脂
- ②酸による脱灰
- ③酸又はアルカリ処理
- ④ろ過
- ⑤殺菌(138°C4秒以上)

※1 皮及び骨はと畜検査に合格した食用の牛由来とする。

※2 輸出国の規制が厳しければその規制を適用することとする。



# 皮由来ゼラチン/コラーゲン及び骨由来ゼラチンの原材料としての輸入措置見直しについて

- 牛皮や牛骨のゼラチン/コラーゲンの原材料としての輸入については、輸入対象国は評価済国のみとする。
- 皮については、輸入時には輸入者に対して、食用のゼラチン/コラーゲンとしての利用用途であることを確認するとともに、国内工場においてゼラチン/コラーゲンの製造に用いられることを適宜監視する。
- 骨については、ゼラチン以外の食品用途への転用を避けるため、脱脂の工程を経たもの(粉碎骨及びオsein)に限り輸入を認めることとする。輸入時には輸入者に対して、SRMが含まれていないことやゼラチンとしての利用用途であることを確認するとともに、国内工場においてゼラチン製造基準を遵守するよう監視する。また、我が国でSRMとしている部位については、製品と同様に使用してはならないこととする。
- なお、30月齢以下に由来する骨のみが集めて加工されることは実態として想定されないことから、原材料にはSRMが含まれないことは前提であるが、骨であれば一律に製造基準の適用を求めることとする。

現行

		30月以下	30月超
骨	頭部	○	×
	脊柱	○	×
	その他	○	×
皮	頭部	×	×
	その他	○	×

改正後

		30月以下	30月超
骨	頭部	○	×
	脊柱	○	×
	その他	○	○
皮	頭部	○	○
	その他	○	○

製造基準  
(国内工場で適用)

- ①脱脂
- ②酸による脱灰
- ③酸又はアルカリ処理
- ④ろ過
- ⑤殺菌(138°C4秒以上)

※未評価国からの原材料の輸入は不可

評価済国

